

## 社会福祉法人 芳賀町社会福祉協議会定款施行細則

### (目的)

第1条 本会定款（以下「定款」という。）第47条の規定により本会の運営及び業務執行について、必要な事項を定めるものとする。

### (会長の職務)

第2条 業務の執行及び業務の処理は、定款及び定款施行細則その他の規定に基づいて会長が行う。

### (役員の変義)

第3条 この会の役員は、理事及び監事とする。

### (専決事項)

第4条 定款第27条に定める会長の専決することのできる事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 理事会、評議員会の招集及び議案の提出に関すること。
- (2) 規程、規則、細則及び要綱の制定並びに改廃（理事会、評議員会の決議を要するものを除く。）に関すること。
- (3) 資産の管理及び処分に関すること。（法人の運営に重大な影響があるものを除く。）
- (4) 職員及び契約職員の任免、賞罰、給与及び身分に関すること。
- (5) 職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること。
- (6) 見積金額が250万円を超えない工事請負及び物品購入等の契約締結に関すること。
- (7) 予算の執行及び契約の締結に関すること。
- (8) 特に重要な通知、公告、申請、届出、報告、照会、及び回答に関すること。
- (9) 訴訟その他争訟に関すること。
- (10) 予備費の支出に関すること。
- (11) 予算の流用に関すること。
- (12) 災害復旧等緊急的な支出に関すること。
- (13) 寄付金の受入れ（法人の運営に重大な影響があるものを除く。）に関すること。
- (14) その他重要な事項に関すること

### (評議員の選任及び解任)

第5条 定款第7条に定める評議員の選任及び解任については、次に定めるものより理事会が推薦し、評議員選任・解任委員会が決議する。

- 1) 民生委員児童委員協議会
- 2) 自治会
- 3) 福祉施設
- 4) 地域公民館連絡協議会
- 5) 行政機関
- 6) 社会教育委員会
- 7) 校長会
- 8) P T A連絡協議会
- 9) 消防団

- 1 0) ボランティアセンターはが
- 1 1) シニアクラブ連合会
- 1 2) 身体障害者福祉会
- 1 3) 手をつなぐ親の会
- 1 4) 母子寡婦福祉会
- 1 5) 女性団体
- 1 6) 地域代表

(役員を選任方法)

第6条 役員を選任は、会員のうち、次の団体の推薦及び理事会の推薦する学識経験者の中から評議員会において選任する。ただし、行政関係職員は役員総数の5分の1を超えてはならない。

- 1) 民生委員児童委員協議会
- 2) ボランティアセンターはが
- 3) 自治会
- 4) 町議会
- 5) 行政機関
- 6) 保護司会
- 7) 教育委員会
- 8) 教育会
- 9) 医療研究会
- 10) 学識経験者

2 役員に欠員が生じたときは、速やかに前項の手続きを経て補充しなければならない。

(事務局)

第7条 定款第33条の規定に基づき本会に置く事務局及び職員に関しては、芳賀町社会福祉協議会事務局規程に定める。

2 事務局職員に対する給与等に関しては、芳賀町社会福祉協議会給与規程に定める。

3 事務局職員が行う事務は、芳賀町社会福祉協議会経理規程その他の規程に基づき会長の命を受けて行うほか、定めのないものは芳賀町の例規を準用する。

(資産の管理)

第8条 この法人の不動産は、所有権登記を行い、明確に管理する。

2 現金のうち、基本財産にあつては定期預金に、その他の財産にあつては確実有利な方法により保管する。

3 物品は備品台帳を備え管理するほか、消耗品は関係団体等と区分を明確にしなが管理する。

附 則

この規定は、昭和45年 9月 1日より施行する

昭和50年 6月 1日 一部改正

平成 4年 3月30日 一部改正

平成 5年 3月30日 一部改正

平成 8年 9月17日 一部改正

平成12年 4月 1日 一部改正

平成13年 4月 1日 一部改正

平成16年 5月20日 役員及び評議員の推薦団体の改正

平成23年 5月27日 一部改正

平成29年 4月 1日 一部改正

平成29年 6月23日 一部改正

令和 2年11月25日 一部改正

令和 3年 2月15日 一部改正